

千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱

平成 30 年 8 月 27 日制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）に基づき汚染土壌の処理を業として行う者が、汚染土壌処理施設の設置等及び維持管理を行う場合に、県が汚染土壌処理業者等に対し、公害防止、災害防止等のための必要な指導を行うことにより、生活環境の保全及び汚染土壌の適正な処理の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「汚染土壌」とは、法第 16 条第 1 項に規定する汚染土壌をいう。

2 この要綱において「汚染土壌処理施設」とは、法第 22 条第 1 項に規定する汚染土壌処理施設をいい、当該汚染土壌処理施設の種類の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 「浄化等処理施設」とは、汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号。以下「処理業省令」という。）第 1 条第 1 号に規定する浄化等処理施設をいう。

二 「セメント製造施設」とは、処理業省令第 1 条第 2 号に規定するセメント製造施設をいう。

三 「埋立処理施設」とは、処理業省令第 1 条第 3 号に規定する埋立処理施設をいう。

四 「分別等処理施設」とは、処理業省令第 1 条第 4 号に規定する分別等処理施設をいう。

3 この要綱において「特定有害物質」とは、法第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質をいう。

4 この要綱において「設置等」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

一 汚染土壌処理施設の設置（既存の施設を使用して汚染土壌の処理を業として行おうとする場合を含む。）

二 汚染土壌処理施設の種類の種類の変更

三 汚染土壌処理施設の構造の変更

四 汚染土壌処理施設の処理能力（第 5 条第 1 項の事前協議書に記載したもの。ただし、第 21 条第 1 項の通知を受けたときは、当該通知に記載されたもの。）に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が 10 パーセント以上増大するに至るもの

五 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更（種類の削減又は濃度の上限値の引き下げを除く。）

六 汚染土壌処理施設に係る事業場の拡大

七 その他環境保全、災害防止のうえで支障を及ぼすおそれがあると知事が認める汚染土壌処理施設の変更

- 5 この要綱において「汚染土壌処理業者」とは、法第 22 条第 1 項の許可を受けた者をいう。
- 6 この要綱において「汚染土壌処理業者等」とは、汚染土壌処理業者及び汚染土壌の処理を業として行おうとする者をいう。
- 7 この要綱において「関係市町村」とは、汚染土壌処理施設の設置等をしようとする場所を管轄する市町村及び知事が必要と認める市町村をいう。
- 8 この要綱において「廃棄物処理施設」とは、廃棄物の処理を行う施設をいう。
- 9 この要綱において「搬入道路」とは、汚染土壌を汚染土壌処理施設に搬入するために使用する道路をいう。
- 10 この要綱において「基準不適合土壌」とは、土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。）第 3 条第 6 項第 1 号に規定する基準不適合土壌をいう。
- 11 この要綱において「要措置区域等」とは、法第 6 条第 4 項に規定する要措置区域又は法第 11 条第 2 項に規定する形質変更時要届出区域をいう。
- 12 この要綱において「排水水」とは、処理業省令第 2 条第 2 項第 16 号に規定する排水水をいう。
- 13 この要綱において「排水口」とは、処理業省令第 2 条第 2 項第 17 号に規定する排水口をいう。
- 14 この要綱において「排水口」とは、浄化等処理施設、セメント製造施設又は分別等処理施設において生ずる大気有害物質を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。
- 15 この要綱において「大気有害物質」とは、処理業省令第 4 条第 1 号又(1)から(6)までに掲げる物質、土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号。以下第37条において「施行令」という。）第 1 条第 3 号、第 8 号、第12号、第13号、第15号、第19号、第21号、第23号及び第25号に掲げる物質並びにダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類をいう。）をいう。

（汚染土壌処理業者等の責務）

- 第 3 条** 汚染土壌処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等及び汚染土壌の処理に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならないものとする。
- 2 汚染土壌処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等に当たっては、地域住民等の理解を得るようにしなければならないものとする。
 - 3 汚染土壌処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等及び維持管理に当たっては、法及び他の関係法令等で定める諸基準のほか、第 5 条第 3 項に規定する基準に適合するようにしなければならないものとする。
 - 4 汚染土壌処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等の計画策定に当たっては、県及び関係市町村が定めた土地利用計画及び生活環境の保全に関する計画に適合するよう努めなければならないものとする。
 - 5 汚染土壌処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等の計画策定及び汚染土壌の処理を

行うに当たっては、千葉県のある区域から排出される汚染土壌を優先するよう努めなければならないものとする。

- 6 汚染土壌処理業者等及びその関係者は、汚染土壌処理施設の設置等に関し、地域住民その他の関係者への強要、脅迫その他これらに類似する威嚇行為はしてはならないものとする。

(廃棄物処理施設との併用の禁止)

第4条 汚染土壌処理業者等は、次の各号に掲げる施設を除き、廃棄物処理施設を汚染土壌処理施設として併用してはならないものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下この条において「廃棄物処理法施行令」という。）第5条第2項に掲げる一般廃棄物の最終処分場であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この条において「廃棄物処理法」という。）第8条第1項の許可を受けたもの
- 二 廃棄物処理法施行令第7条第14号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場であって廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けたもの
- 三 産業廃棄物の焼却施設であって廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けたもののうち、セメントを製造することを主たる目的とするもの

第2章 汚染土壌処理施設の設置等に係る事前協議

(事前協議)

第5条 汚染土壌処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等をしようとする場合には、次の各号に掲げる申請又は届出を行うに当たって、あらかじめ、汚染土壌処理施設設置等事前協議書（別記第1号様式）を知事に提出し、協議しなければならないものとする。

- 一 法第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可（同条第4項の許可の更新を含む。）の申請
 - 二 法第23条第1項の規定による汚染土壌処理業の変更の許可の申請
 - 三 法第23条第3項の規定による汚染土壌処理業の変更の届出
- 2 前項の汚染土壌処理施設設置等事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - 一 事業計画書（別記第2号様式）
 - 二 別表に掲げる書類及び図面
 - 3 汚染土壌処理業者等は、第1項の規定により知事に提出する事前協議書等（汚染土壌処理施設設置等事前協議書並びに前項の書類及び図面をいう。以下同じ。）及び事前協議において、知事が別に定める汚染土壌処理施設の立地に関する基準、汚染土壌処理施設の構造に関する基準（以下第26条第2項において「構造基準」という。）及び汚染土壌処理施設の維持管理に関する基準（以下「維持管理基準」という。）に適合するようしなければならないものとする。
 - 4 知事は、事前協議書等の提出時において、前項の基準に明らかに適合しないと認められる事前協議書等に係る事前協議又は汚染土壌の処理に関し改善命令、改善勧告等を受

け、適切な措置を講じていない者に係る事前協議については、応じないものとする。

- 5 汚染土壌処理業者等は、第1項の規定により提出した事前協議書等において汚染土壌処理施設の設置等に該当する変更があったときは、再度協議しなければならないものとする。ただし、軽微な変更にあつては、変更内容を知事に届け出ることによりこれに代えることができるものとする。

(関係市町村長からの意見聴取)

第6条 知事は、前条第1項の規定による事前協議書等を受理したときは、当該事前協議書等を関係市町村長に送付し、次の各号に掲げる事項について関係市町村長の意見を聴くものとする。

- 一 第3条第4項に規定する土地利用計画及び生活環境の保全に関する計画への適合状況
 - 二 生活環境の保全上の見地からの意見
 - 三 当該関係市町村長の事務に係る手続等
- 2 前項の関係市町村長は、前項の意見を述べるに当たり、汚染土壌処理業者等から説明を求めることができるものとする。

(生活環境影響調査の実施等)

第7条 汚染土壌処理業者等は、第5条第1項の事前協議をしようとするときは、あらかじめ、知事が別に定める汚染土壌処理施設生活環境影響調査指針（以下この条において「生活環境影響調査指針」という。）により、当該汚染土壌処理施設の設置等が周辺的生活環境に及ぼす影響について調査を実施するものとする。

- 2 第5条第1項の事前協議書には、前項の調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査書」という。）を添付しなければならないものとする。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は千葉県環境影響評価条例（平成10年条例第26号）に基づき作成された環境影響評価書であつて、必要な記載事項を満たしているものを生活環境影響調査指針に基づく生活環境影響調査書として添付することは、差し支えない。

(事前協議書説明会計画書の承認等)

第8条 埋立処理施設（第4条第1号又は第3号に規定する最終処分場を除く。）の設置等をしようとする汚染土壌処理業者等は、事前協議書等を作成したときは、当該事前協議書等の記載事項を周知させるための説明会（以下「事前協議書説明会」という。）について、事前協議書説明会計画書（別記第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

- 2 前項の汚染土壌処理業者等は、事前協議書説明会の開催を予定する日時、場所及び周知方法を決めるに当たっては、関係市町村長の意見を反映させなければならないものとする。
- 3 事前協議書説明会は、できる限り当該事前協議書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、二以上の関係市町村がある場合又はその他の理由により汚染土壌処理業者等が必要と認める場合には、事前協議書説明会を開催

すべき二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

- 4 知事は、事前協議書説明会計画書が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合を除き、これを承認するものとする。
 - 一 事前協議書説明会の開催を予定する日時及び場所が、関係市町村の住民の当該事前協議書説明会への参加を困難にするものであるとき。
 - 二 事前協議書説明会の開催を予定する日が、適切な周知のための期間を確保することが困難なものであるとき。
 - 三 事前協議書説明会が開催されることが確実であると認められるものでないとき。
 - 四 事前協議書説明会の開催を予定する場所が、関係市町村内でないとき。ただし、当該関係市町村内に事前協議書説明会を開催する適当な場所がないときは、この限りでない。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、事前協議書説明会の開催を予定する日時及び場所が事前協議書説明会の目的を達成することが困難であると認められる特別な事由があるとき。

(事前協議書説明会の開催等)

- 第9条** 前条第1項の承認を受けた汚染土壌処理業者等は、事前協議書説明会計画書に記載された日時及び場所において、事前協議書説明会を開催しなければならないものとする。
- 2 前条第1項の承認を受けた汚染土壌処理業者等は、その責めに帰することができない事由であって次の各号に掲げる事由に該当することにより事前協議書説明会を開催することができない場合には、当該事前協議書説明会を開催することを要しない。
 - 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により事前協議書説明会の開催が不可能であること。
 - 二 当該汚染土壌処理業者等以外の者により事前協議書説明会の開催が故意に阻害されることにより事前協議書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。
 - 3 前条第1項の承認を受けた汚染土壌処理業者等は、事前協議書説明会を開催したときは、事前協議書説明会開催結果報告書（別記第4号様式）により、事前協議書説明会を開催しなかったときは、事前協議書説明会不開催事由報告書（別記第5号様式）により知事に報告しなければならないものとする。
 - 4 知事は、前項の事前協議書説明会開催結果報告書又は事前協議書説明会不開催事由報告書の内容から、十分説明がなされていないと判断するときは、前条第1項の承認を受けた汚染土壌処理業者等に対し、再度事前協議書説明会を開催することを指示することができる。

(事前協議書等の縦覧等)

- 第10条** 知事は、汚染土壌処理施設の設置等について第5条第1項の協議があったときは、事前協議書等に記載された内容について生活環境の保全上の見地からの意見を求めるため、次項で定めるところにより、次の各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表し、事前協議書等の写しを公表の日から起算して30日間縦覧に

供するものとする。

- 一 汚染土壌処理業者等から事前協議書等の提出があった旨
 - 二 汚染土壌処理業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 三 事前協議書の名称
 - 四 汚染土壌処理施設の設置の場所
 - 五 事前協議書等の縦覧の場所、期間及び時間
 - 六 事前協議書等について生活環境の保全上の見地からの意見を書面により提出することができる旨
 - 七 次条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
 - 八 事前協議書説明会計画書に記載された事前協議書説明会の開催を予定する日時及び場所（埋立処理施設（第4条第1号又は第3号に規定する廃棄物の最終処分場を除く。）の設置等をしようとする場合に限る。）
- 2 事前協議書等を縦覧に供する場所は、千葉県庁舎及び関係市町村の庁舎その他の当該関係市町村の施設（当該関係市町村の協力が得られた場合に限る。）とする。

（事前協議書等についての意見書の提出等）

- 第11条** 前条第1項の規定による公表があったときは、当該汚染土壌処理施設の設置等に関し利害関係を有する者は、前条第1項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に生活環境の保全上の見地からの意見を提出することができるものとする。
- 2 前項に規定する意見書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 意見書を提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 意見書の提出の対象である事前協議書の名称
 - 三 事前協議書等についての生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。）
- 3 知事は、前項の期間を経過した後、速やかに、汚染土壌処理業者等に対し、同項の規定により提出された意見書の写し（同項の意見書が提出されなかった場合には、その旨を記載した書面）を送付するものとする。

（見解書の作成等）

- 第12条** 汚染土壌処理業者等は、前条第3項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、当該意見書の写しに記載された意見についての汚染土壌処理業者等の見解を記載した見解書（別記第6号様式）を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならないものとする。

（現地調査）

- 第13条** 千葉県環境生活部水質保全課長（以下「水質保全課長」という。）は、事前協議書等の提出を受けた後、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

(協議会の設置及び運営)

第14条 知事は、汚染土壌処理施設の設置等の計画について適正な指導を期するため、千葉県の関係機関で構成する千葉県汚染土壌処理施設設置等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の組織及び運営等に関する必要な事項は、別に定める。

(協議会の審査)

第15条 水質保全課長は、事前協議書等を協議会の審査に付するものとする。

2 協議会会長は、事前協議書等の審査のため必要と認める場合には、汚染土壌処理業者等に対し、説明を求めることができる。

3 水質保全課長は、第1項の規定により協議会の審査に付する際に、事前協議書等と併せて第6条第1項の規定に基づく関係市町村長の意見を協議会に提出するものとする。

(計画の審査指示等)

第16条 知事は、協議会の審査結果に加え、第12条の規定による見解書における生活環境の保全上の措置の内容を勘案し、汚染土壌処理業者等に対し、汚染土壌処理施設の設置等を行うに当たっての留意事項、計画の変更又は当該計画の廃止の指示（以下「審査指示」という。）を行うものとする。

2 知事は、前項の審査指示（汚染土壌処理施設の設置等を行うに当たっての留意事項に限る。）を行うときは、汚染土壌の処理に係る事業計画を周知させることが適当と認められる地域（以下「関係地域」という。）として、次の各号に掲げる汚染土壌処理施設の種類の区分に応じ、当該各号で定める地域を併せて指示するものとする。

一 埋立処理施設 汚染土壌処理施設に係る事業場の区域からおおむね300メートル以内の地域及び搬入道路（国又は地方公共団体が管理する道路を除く。以下この項において同じ。）の沿道（道路端からおおむね30メートル以内の地域。以下この項において同じ。）

二 前号以外の汚染土壌処理施設 汚染土壌処理施設に係る事業場の区域からおおむね200メートル以内の地域及び搬入道路の沿道

(関係機関等との調整)

第17条 汚染土壌処理業者等は、審査指示を受けたときは、審査指示事項を満足させるために関係機関等との調整、協議等を自らの責任において行わなければならないものとする。

(関係地域住民説明会の開催等)

第18条 汚染土壌処理業者等は、第16条第2項の規定により知事が指示した関係地域に居住する住民（以下「関係地域住民」という。）に対し、自らの責任において汚染土壌の処理に係る事業計画を周知させるための説明会（以下この条において「関係地域住民説明会」という。）を開催しなければならないものとする。ただし、当該事業計画が環境影響

評価法第2条第4項又は千葉県環境影響評価条例第2条第3項に規定する対象事業に該当し、かつ、知事が適当と認める場合は、この限りでない。

- 2 汚染土壌処理業者等は、関係地域内に関係地域住民説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域の周辺地域で開催することができる。
- 3 汚染土壌処理業者等は、関係地域住民説明会を開催するに当たっては、開催の日時及び場所並びに汚染土壌の処理に係る事業計画の概要等について、あらかじめ、関係地域住民に周知を図らなければならないものとする。
- 4 汚染土壌処理業者等は、その責めに帰することのできない理由で関係地域住民説明会を開催することができない場合は、事前協議書等の内容を平易に要約した文書等を配布する等の方法により周知に努めなければならないものとする。
- 5 汚染土壌処理業者等は、関係地域住民説明会を開催したとき、又はやむを得ず前項の文書等の配付等の方法により周知したと判断したときは、関係地域住民説明会開催結果等報告書（別記第7号様式）により知事に報告するとともに、その写しを関係市町村長に送付しなければならないものとする。
- 6 知事は、前項の報告書の内容から関係地域住民に対する周知が図られていないと判断したときは、汚染土壌処理業者等に対し、再度関係地域住民説明会を開催することを指示することができる。
- 7 第1項から第5項までの規定は、前項の指示に基づく関係地域住民説明会について準用する。

（関係地域住民等との調整）

- 第19条** 汚染土壌処理業者等は、汚染土壌の処理に係る事業計画の実施に関し関係地域住民の属する世帯の世帯主の3分の2以上で構成する団体の代表者と生活環境の保全に関する協定（以下この条において「生活環境保全協定」という。）を締結しなければならないものとする。ただし、関係地域住民の属する世帯の世帯主の3分の2以上から生活環境保全協定と同等の条件により承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 汚染土壌処理業者等は、関係地域を管轄する市町村長から生活環境保全協定の締結を求められたときは、これに応じなければならないものとする。
 - 3 汚染土壌処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等に関し利害関係を有する者から生活環境保全協定の締結を求められたときは、これに応じるよう努めなければならないものとする。

（審査指示事項調整済回答書の提出等）

- 第20条** 汚染土壌処理業者等は、第17条から前条第1項までの調整、協議等が終了したときは、審査指示事項調整済回答書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならないものとする。
- 2 知事は、前項に規定する回答書を受領したときは、これを関係機関及び関係市町村長に照会し、その内容を確認するものとする。
 - 3 知事は、前項に規定する確認により第17条から前条第1項までの調整、協議等が終了していない審査指示事項があると認めるときは、汚染土壌処理業者等に対し、当該事項

について再度調整、協議等を行うことを指示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の指示に基づく調整、協議等について準用する。

(事前協議終了の通知及び有効期間)

第21条 知事は、前条の規定により調整、協議等が終了したと認めるときは、汚染土壤処理業者等及び関係市町村長に対し、第5条第1項の事前協議が終了した旨を通知するものとする。

2 汚染土壤処理業者等が前項の通知のあった日の翌日から起算して1年を経過する日までに第5条第1項各号に規定する申請又は届出をしていないときは、当該通知はその効力を失う。ただし、当該汚染土壤処理業者等から当該申請又は届出に係る遅延の申出があり、知事が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(事前協議の変更)

第22条 前条第1項の通知を受けた汚染土壤処理業者等は、汚染土壤処理施設の設置等に該当する変更があったときは、変更に係る事前協議書等を知事に提出し、再度協議しなければならないものとする。

2 第5条から前条までの規定は、前項の協議に準用する。

(報告の徴収)

第23条 知事は、汚染土壤処理業者等に対し、必要に応じ、調整、協議等の状況について報告を求めることができる。

(事前協議の取下げ及び有効期間)

第24条 汚染土壤処理業者等は、第5条第1項の事前協議を取り下げるときは、速やかに、汚染土壤処理施設設置等事前協議取下書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならないものとする。

2 事前協議書を提出した日から起算して3年を経過し、かつ、協議が進まないとき知事が判断したときは、当該事前協議は、取り下げられたものとみなす。ただし、汚染土壤処理業者等から当該事前協議の延長の申出があり、知事がこれを正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(手続の一部省略)

第25条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、この章で定める手続の一部を省略することができる。

- 一 生活環境に対する影響が減ぜられる目的で汚染土壤処理施設の設置等をしようとするとき。
- 二 汚染土壤の処理に係る事業計画が環境影響評価法第2条第4項又は千葉県環境影響評価条例第2条第3項に規定する対象事業に該当し、かつ、知事が適当と認めるとき。
- 三 第4条各号に掲げる廃棄物処理施設を汚染土壤処理施設として併用するとき。
- 四 汚染土壤処理業者が汚染土壤処理施設の設置等をしようとするときであつて、知事

が適当と認めるとき。

第3章 汚染土壌処理施設の設置等

(工事の着工等)

第26条 汚染土壌処理業者等は、第21条第1項の規定による通知を受けた後、事前協議書等の内容に従い、汚染土壌処理施設の設置等の工事に着工するものとする。ただし、第4条各号に規定する廃棄物処理施設を汚染土壌処理施設として併用する場合であって、知事が正当な理由があるものと認めるときは、この限りでない。

2 汚染土壌処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等をするに当たっては、構造基準を遵守しなければならないものとする。

(汚染土壌処理業の許可申請等)

第27条 汚染土壌処理業者等は、第21条第1項の規定による通知を受けた後、汚染土壌処理施設の設置等に係る第5条第1項各号に規定する申請又は届出をしなければならないものとする。

2 汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、第2条第4項第1号に係る工事の竣功後に、第5条第1項第1号に規定する申請をするものとする。

第4章 汚染土壌処理施設の維持管理

(汚染土壌処理施設の維持管理)

第28条 汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設の維持管理に当たっては、維持管理基準を遵守しなければならないものとする。

2 汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設の維持管理の状況を毎日記録し、当該汚染土壌処理施設の稼働の状況を常に適切に保持しなければならないものとする。

(維持管理状況の報告及び公表)

第29条 汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設維持管理状況報告書（別記第10号様式）により、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各期間における汚染土壌処理施設の維持管理の状況を当該各期間に属する最終月の翌月末日までに知事に報告しなければならないものとする。

2 汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設の維持管理に関する情報であって維持管理基準で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないものとする。

(汚染土壌等以外の受入れの禁止)

第30条 汚染土壌処理業者は、汚染土壌及び要措置区域等外の土地の基準不適合土壌（以下「汚染土壌等」という。）以外のものを汚染土壌処理施設へ受入れてはならないものとする。ただし、第4条各号に掲げる施設については、この限りでない。

(汚染土壌等の取扱い)

第31条 汚染土壌処理業者は、汚染土壌等の取扱いに当たっては、法第4章第2節の規定によるもののほか、維持管理基準を遵守するものとする。

(事故時の措置等)

第32条 汚染土壌処理業者は、その設置する当該許可に係る汚染土壌処理施設において破損その他の事故が発生し、当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌等又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し又は発散したときは、直ちに、その旨を法第22条第9項の規定により届け出るとともに、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生防止のための応急の措置を講じ、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を事故時措置報告書（別記第11号様式）により知事に報告しなければならないものとする。

2 汚染土壌処理業者は、前項の届出において知事が事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置を講ずることを指示したときは、これに従わなければならないものとする。

3 知事は、前項の措置が完了するまでの間、汚染土壌処理施設への汚染土壌等の受入れの停止を指示することができる。

第5章 雑則

(専門的知識を有する者からの意見聴取)

第33条 知事は、第2章に規定する手続又は法第22条第1項に規定する許可若しくは法第23条第1項に規定する変更の許可に当たっては、必要に応じて、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(手続の中断)

第34条 知事は、汚染土壌処理業者等が汚染土壌の処理に関し、法及び他の関係法令等に基づく改善命令、改善勧告等を現に受けている場合においては、適切な措置を講ずるまでの間、この要綱に基づく手続を中断することができる。

(書類等の提出先)

第35条 この要綱に基づき知事に提出する書類の提出先は、千葉県環境生活部水質保全課とする。

(書類等の提出部数)

第36条 第5条第1項の規定による事前協議書、同条第2項各号の規定による書類及び図面、第12条に規定する見解書並びに第20条第1項の規定による回答書は、水質保全課長の指示する部数とする。

2 第8条第1項の規定による計画書、第9条第3項、第18条第5項及び第29条第1項の

規定による報告書、第11条第1項の規定による意見書並びに第24条第1項の規定による事前協議取下書は、各1部とする。

(適用除外)

第37条 この要綱の規定は、施行令第8条に規定する市には適用しない。

(委任)

第38条 この要綱の施行に伴い必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(汚染土壌処理業者等に関する経過措置)

第2条 この要綱の施行の際現に汚染土壌処理業の許可を受けているときは、当該許可の内容で第21条第1項の規定による通知があったものとみなす。

2 この要綱の施行の日前に汚染土壌処理業の許可を受けるためにされた許可の申請であつて、この要綱の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないときは、当該許可の申請の内容で第21条第1項の通知があったものとみなす。ただし、この要綱の施行後に当該許可の申請の内容に変更が生じたときは、この要綱の適用を受ける。

別表 事前協議書に添付する書類及び図面

- 1 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類
- 2 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面
- 3 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに埋立処理施設にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 4 汚染土壌の処理工程図
- 5 協議者が汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地である土地の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有すること）を証する書類
- 6 埋立処理施設のうち公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の免許又は同法第 42 条第 1 項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては、当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写し
- 7 汚染土壌の処理に伴って生じた汚水の処理の方法並びに排水水及び排水水に係る用水の系統を説明する書類
- 8 排水口における排水水の水質の測定方法を記載した書類
- 9 汚染土壌処理施設の周縁の地下水（埋立処理施設のうち公有水面埋立法第 2 条第 1 項の免許又は同法第 42 条第 1 項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。）の水質の測定方法を記載した書類
- 10 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出並びに地下への浸透を防止する方法を記載した書類
- 11 浄化等処理施設、セメント製造施設又は分別等処理施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類
- 12 埋立処理施設にあっては、災害防止のための計画書及び埋立処理の計画書
- 13 その他事業計画書の内容を明らかにする書類及び図面
- 14 生活環境影響調査書

別記第1号様式（第5条第1項関係）

汚染土壌処理施設設置等事前協議書

年 月 日

千葉県知事 様

協議者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあって
は、その代表者の氏名 印

千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第5条第1項の規定により、汚染土壌処理施設の設置等をしたいので、関係書類及び図面を添えて協議します。

事前協議書の名称	
協議者の事務所の所在地	
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
汚染土壌処理施設の種類	
汚染土壌処理施設の構造	
汚染土壌処理施設の処理能力	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
汚染土壌の処理の方法	
保管設備の場所及び容量	
生活環境保全措置計画	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

別記第2号様式（第5条第2項第1号関係）

（第1面）

事業計画書														
汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地面積														
建築面積														
汚染土壌処理施設の立地環境														
特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準														
周辺地域の生活環境の保全及び学校等の施設に対する配慮														
最も近い学校等の施設の名称及び当該施設までの距離	名称													
	距離													
埋立処理施設に関する立地環境														
最も近い住宅等までの距離														
最も近い埋立処理施設の名称及び埋立処理施設相互間の距離	名称													
	距離													
汚染土壌処理施設に係る事業場周辺の世帯数	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">50m以内：</td> <td style="text-align: right;">世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">50m超 100m以内：</td> <td style="text-align: right;">世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">100m超 200m以内：</td> <td style="text-align: right;">世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">200m超 300m以内：</td> <td style="text-align: right;">世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">300m超 500m以内：</td> <td style="text-align: right;">世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">合計：</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">世帯</td> </tr> </table>		50m以内：	世帯	50m超 100m以内：	世帯	100m超 200m以内：	世帯	200m超 300m以内：	世帯	300m超 500m以内：	世帯	合計：	世帯
50m以内：	世帯													
50m超 100m以内：	世帯													
100m超 200m以内：	世帯													
200m超 300m以内：	世帯													
300m超 500m以内：	世帯													
合計：	世帯													

(第2面)

関係法令等との調整	
自然公園法又は千葉県立自然公園条例に規定する特別地域	有 ・ 無
自然環境保全法又は千葉県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域の特別地区	有 ・ 無
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する特別保護地区	有 ・ 無
首都圏近郊緑地保全法に規定する近郊緑地特別保全地区	有 ・ 無
都市計画法に規定する風致地区	有 ・ 無
森林法に規定する保安林及び保安林予定森林	有 ・ 無
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域	有 ・ 無
砂防法に規定する砂防指定地	有 ・ 無
地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域	有 ・ 無
海岸法に規定する海岸保全区域	有 ・ 無
河川法に規定する河川区域及び河川保全区域	有 ・ 無
自然公園法又は千葉県立自然公園条例に規定する普通地域	有 ・ 無
自然環境保全法又は千葉県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域の普通地区	有 ・ 無
千葉県自然環境保全条例に規定する郷土環境保全地域又は緑地環境保全地域	有 ・ 無
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	有 ・ 無
都市緑地法に規定する特別緑地保全地区	有 ・ 無
首都圏近郊緑地保全法に規定する近郊緑地保全区域	有 ・ 無
自然環境保全法に基づく基礎調査の一環として実施した特定植物群落調査により選定した特定植物群落	有 ・ 無
文化財保護を図る必要のある場所	有 ・ 無
優良農地として保全を図る必要のある場所	有 ・ 無
手続を要する関係法令等	
関係法令等の名称	手続の状況

汚染土壌処理施設の立地要件		
搬入道路		
国道	路線名	
	交通量	台／日
	幅員	m
県道	路線名	
	交通量	台／日
	幅員	m
市町村道	路線名	
	交通量	台／日
	幅員	m
林道	路線名	
	交通量	台／日
	幅員	m
里道	幅員	m
私道	幅員	m
安全施設等の整備状況		承諾：有 ・ 無
水路等の管理者等の承諾		
水利権者		承諾：有 ・ 無
耕作者の団体の名称		承諾：有 ・ 無
水路等の管理者		承諾：有 ・ 無
土地所有者の承諾		
自己所有		筆
賃借権等		筆
未買収・未契約		筆
合計		筆
隣接地の土地所有者等の承諾（埋立処理施設に限る。）		
自己所有		筆
賃借権等		筆
未買収・未契約		筆
合計		筆
耕作者		承諾：有 ・ 無

(第4面)

汚染土壌処理施設の構造に関する共通基準	
汚染土壌処理施設の種類	
処理方法に応じた汚染土壌処理施設	
構造耐力上の安全性	
腐食防止措置	
飛散等、地下浸透及び悪臭発散を防止する構造	
飛散等及び悪臭の発散を防止する構造	
地下浸透を防止する構造	
著しい騒音及び振動の発生防止	
排水処理設備等（排水を公共用水域に排出する場合）	
排水口における排水の水質を排水基準に適合させるために必要な処理設備	
排水の水質を測定するための設備	
排水処理設備等（排水を排除して下水道を使用する場合）	
排水口における排水の水質を排除基準に適合させるために必要な処理設備	
排水の水質を測定するための設備	
地下水モニタリング設備	
囲い等	
消火設備	
搬入道路	
洗車設備	
駐車設備	
管理事務所	

浄化等処理施設の構造に関する個別基準	
大気有害物質処理設備	
大気有害物質測定設備	
雨水等集排水設備	
セメント製造施設の構造に関する個別基準	
大気有害物質処理設備	
大気有害物質測定設備	
雨水等集排水設備	
埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の構造に関する個別基準	
地滑り防止工・沈下防止工	
擁壁等	
遮水層が敷設される地盤（基礎地盤）	
遮水層の不織布等による被覆	
地下水集排水設備	
保有水等集排水設備	
調整池	
導水管等の防凍措置	
開渠	
保安距離	
崩壊防止	
切土	
盛土	
小段	
安定検討	
法面保護工	
基準高の設定	
境界杭	
管理通路工	
進入路	
分別等処理施設の構造に関する個別基準	
大気有害物質処理設備	
大気有害物質測定設備	
雨水等集排水設備	

汚染土壌処理施設の維持管理に関する共通基準	
飛散等、地下浸透及び悪臭発散を防止する措置	
飛散等及び悪臭の発散を防止する構造	
地下浸透を防止する構造	
著しい騒音及び振動の発生防止措置	
緊急時の対応	
緊急連絡体制等の整備	
緊急対応マニュアル及び教育	
緊急時の措置	
汚染土壌の受入れ	
関連法令及び条例の遵守	
処理方法の遵守	
混合・混載された汚染土壌への対応	
汚染土壌処理施設の種類及び処理方法に特有の注意点	
処理の期限	
汚染土壌の保管	
施設内移動	
地下浸透の禁止	
公共用水域への排出	
下水道の使用	
地下水の水質測定	
2次管理票の交付	
2次管理票の写しの送付	
搬出届出者への通知	
汚染土壌処理施設の表示	
点検及び機能検査	
点検及び機能検査の記録の保管	
囲い等	
火災の発生の防止	
搬入道路	
管理事務所	
周辺地域への配慮	
維持管理状況の公表	
維持管理状況の公表の期間	
事業内容の公表	

(第7面)

浄化等処理施設の維持管理に関する個別基準	
濃度の上限値を設定していない浄化等処理施設における確認	
大気有害物質の排出	
施設外への搬出の禁止	
雨水等の流入の防止	
セメント製造施設の維持管理に関する個別基準	
セメントの品質管理	
大気有害物質の排出	
雨水等の流入の防止	
埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の維持管理に関する個別基準	
擁壁等の点検	
遮水工の砂等による被覆	
遮水工の点検	
地下水の管理	
調整池の点検	
導水管等の管理	
開渠の維持管理	
残余の埋立容量の測定	
保有水等集排水設備の管理	
法面の管理	
基準高及び境界杭等の管理	
作業時間	
能力に沿った計画的埋立	
分別等処理施設の維持管理に関する個別基準	
第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の混合の禁止	
大気有害物質の量の測定	
施設外への搬出の禁止	
雨水等の流入の防止	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第3号様式（第8条第1項関係）

事前協議書説明会計画書

年 月 日

千葉県知事 様

作成者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印

千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第8条第1項の規定により、事前協議書説明会承認を受けたいので、次のとおり提出します。

事前協議書の名称	
事前協議書説明会の開催を予定する日時	
事前協議書説明会の開催を予定する場所の名称及び所在地	
事前協議書説明会の開催を予定する場所の収容人員	
事前協議書説明会の開催を予定する場所までの主な交通手段	
事前協議書説明会の開催を予定する日時及び場所を周知させるための方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

別記第 4 号様式（第 9 条第 3 項関係）

事前協議書説明会開催結果報告書

年 月 日

千葉県知事 様

報告者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印

千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第 9 条第 3 項の規定により、事前協議書説明会の開催結果の概要について次のとおり報告します。

事前協議書の名称	
事前協議書説明会を開催した日時	
事前協議書説明会を開催した場所の名称及び所在地	
事前協議書説明会への参加者の人数	
事前協議書説明会における質疑応答の概要	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

事前協議書説明会不開催事由報告書

年 月 日

千葉県知事 様

報告者 } 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印

事前協議書説明会を開催しなかったため、千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第9条第3項の規定により、次のとおり報告します。

事前協議書の名称	
事前協議書説明会の開催を予定していた日時	
事前協議書説明会の開催を予定していた場所の名称及び所在地	
事前協議書説明会を開催しなかった事由	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

見解書

年 月 日

千葉県知事 様
(市町村長)

作成者 { 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあって
は、その代表者の氏名 } 印

千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第12条の規定により、述べられた意見の概要及びそれに対する見解は、次のとおりです。

事前協議書の名称	
----------	--

意見書に記載された意見の概要	意見書に記載された意見に対する見解

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

関係地域住民説明会開催結果等報告書

年 月 日

千葉県知事 様

報告者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印

関係地域住民に汚染土壌の処理に係る事業計画を周知したので、千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第18条第5項の規定により、次のとおり報告します。

事前協議書の名称	
事業計画を周知した方法	
事業計画説明会を開催したとき	
開催した日時	
開催した場所の名称及び所在地	
事業計画説明会への参加者の人数	
事業計画の内容を要約した文書等の配布等の方法により周知したとき	
周知の方法	
周知の範囲	
事業計画における質疑応答の概要	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

審査指示事項調整済回答書

年 月 日

千葉県知事 様

回答者 } 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印

千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第 20 条第 1 項の規定により次のとおり回答します。

審査指示の年月日	
事前協議書の名称	
審査指示事項並びに調整及び協議等が終了した結果	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

汚染土壌処理施設設置等事前協議取下書

年 月 日

千葉県知事 様

協議者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあって
は、その代表者の氏名 印

千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第24条第1項の規定により、協議を取り下げます。

事前協議書の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
事前協議書受付年月日	
取下げの理由	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

別記第 10 号様式（第 29 条第 1 項関係）

汚染土壌処理施設維持管理状況報告書

年 月 日

千葉県知事 様

報告者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあって
は、その代表者の氏名 印

千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第 29 条第 1 項の規定により汚染土壌処理施設の維持管理の状況を次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
汚染土壌処理施設の種類	
汚染土壌処理施設の処理能力	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
報告に係る期間	年 月から 年 月
排出水の水質測定結果	別紙 1 - のとおり
地下水の水質測定結果	別紙 2 のとおり
大気有害物質及びダイオキシン類の量の測定結果	別紙 3 のとおり

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

排水水の水質測定結果

(排水水を公共用水域に排出する場合)

試料採取場所									
試料採取年月日									
項目		単位	測定値	基準値	項目		単位	測定値	基準値
1	カドミウム及びその化合物	mg/L			23	ベンゼン	mg/L		
2	シアン化合物	mg/L			24	セレン及びその化合物	mg/L		
3	有機燐化合物	mg/L			25	ほう素及びその化合物	mg/L		
4	鉛及びその化合物	mg/L			26	ふっ素及びその化合物	mg/L		
5	六価クロム化合物	mg/L			27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L		
6	砒素及びその化合物	mg/L			28	1,4-ジオキサン	mg/L		
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L			29	水素イオン濃度	—		
8	アルキル水銀化合物	mg/L			30	生物化学的酸素要求量	mg/L		
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L			31	化学的酸素要求量	mg/L		
10	トリクロロエチレン	mg/L			32	浮遊物質	mg/L		
11	テトラクロロエチレン	mg/L			33	鉱油類含有量	mg/L		
12	ジクロロメタン	mg/L			34	動植物油脂類含有量	mg/L		
13	四塩化炭素	mg/L			35	フェノール類含有量	mg/L		
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L			36	銅含有量	mg/L		
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L			37	亜鉛含有量	mg/L		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L			38	溶解性鉄含有量	mg/L		
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L			39	溶解性マンガン含有量	mg/L		
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L			40	クロム含有量	mg/L		
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L			41	大腸菌群数	個/cm ³		
20	チウラム	mg/L			42	窒素含有量	mg/L		
21	シマジン	mg/L			43	燐含有量	mg/L		
22	チオベンカルブ	mg/L			44	ダイオキシン類	pg-TEQ/L		

備考 測定の頻度については、月 1 回以上とする。

排水水の水質測定結果

(排水水を排除して下水道を使用する場合)

試料採取場所								
試料採取年月日								
項目	単位	測定値	基準値	項目	単位	測定値	基準値	
								1
2	シアン化合物	mg/L		23	ベンゼン	mg/L		
3	有機燐化合物	mg/L		24	セレン及びその化合物	mg/L		
4	鉛及びその化合物	mg/L		25	ほう素及びその化合物	mg/L		
5	六価クロム化合物	mg/L		26	ふっ素及びその化合物	mg/L		
6	砒素及びその化合物	mg/L		28	1,4-ジオキサン	mg/L		
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L		28	フェノール類含有量	mg/L		
8	アルキル水銀化合物	mg/L		29	銅及びその化合物	mg/L		
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L		30	亜鉛及びその化合物	mg/L		
10	トリクロロエチレン	mg/L		31	鉄及びその化合物 (溶解性)	mg/L		
11	テトラクロロエチレン	mg/L		32	マンガン及びその化合物 (溶解性)	mg/L		
12	ジクロロメタン	mg/L		33	クロム及びその化合物	mg/L		
13	四塩化炭素	mg/L		34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L		
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L		35	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	mg/L		
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L		36	水素イオン濃度	—		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		37	生物化学的酸素要求量	mg/L		
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		38	浮遊物質量	mg/L		
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L		39	鉱油類含有量	mg/L		
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L		40	動植物油脂類含有量	mg/L		
20	チウラム	mg/L		41	窒素含有量	mg/L		
21	シマジン	mg/L		42	燐含有量	mg/L		

備考 測定の頻度については、公共下水道管理者が定める頻度とする。

別紙 2

地下水の水質測定結果

試料採取場所									
試料採取年月日									
項目	単位	測定値	基準値	項目	単位	測定値	基準値		
1	水素イオン濃度	—		16	水銀及びその化合物	mg/L			
2	塩化物イオン	mg/L		17	アルキル水銀	mg/L			
3	電気伝導率	mg/L		18	セレン及びその化合物	mg/L			
4	カドミウム及びその化合物	mg/L		19	テトラクロロエチレン	mg/L			
5	六価クロム化合物	mg/L		20	チウラム	mg/L			
6	クロロエチレン	mg/L		21	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L			
7	シマジン	mg/L		22	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L			
8	シアン化合物	mg/L		23	トリクロロエチレン	mg/L			
9	チオベンカルブ	mg/L		24	鉛及びその化合物	mg/L			
10	四塩化炭素	mg/L		25	砒素及びその化合物	mg/L			
11	1, 2-ジクロロエタン	mg/L		26	ふっ素及びその化合物	mg/L			
12	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L		27	ベンゼン	mg/L			
13	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L		28	ほう素及びその化合物	mg/L			
14	1, 3-ジクロロプロペン	mg/L		29	ポリ塩化ビフェニル	mg/L			
15	ジクロロメタン	mg/L		30	有機燐化合物	mg/L			

備考 測定の頻度については、項目 1 から 3 までは月 1 回以上、それ以外の項目は 3 月に 1 回以上（地下水基準に 1 年間継続して適合している旨の知事の確認を受けたときは 1 年に 1 回以上）とする。

別紙 3

大気有害物質の量の測定結果

測定場所				
測定年月日				
項目		単位	測定値	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	mg/m ³		
2	塩素	mg/m ³		
3	塩化水素	mg/m ³		
4	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	mg/m ³		
5	鉛及びその化合物	mg/m ³		
6	窒素酸化物	cm ³ /m ³		
7	クロロエチレン	mg/m ³		—
8	1,2-ジクロロエタン	mg/m ³		—
9	ジクロロメタン	mg/m ³		—
10	水銀及びその化合物	mg/m ³		—
11	テトラクロロエチレン	mg/m ³		—
12	トリクロロエチレン	mg/m ³		—
13	砒素及びその化合物	mg/m ³		—
14	ベンゼン	mg/m ³		—
15	ポリ塩化ビフェニル	mg/m ³		—
16	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³		—

備考 測定の頻度については、項目1から6までは3月に1回以上（1年間継続して許容限度を超えて大気有害物質を排出していない旨の知事の確認を受けたときは1年に1回以上）、それ以外の項目は1年に1回以上とする。

事故時措置報告書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあって
は、その代表者の氏名 印

千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第 32 条第 1 項の規定により、汚染土壌処理施設において発生した事故の状況及び講じた措置の概要について次のとおり報告します。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
事故が発生した汚染土壌処理施設の種類の種類	
事故発生日時	
事故の状況	
応急措置の内容	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
 - 3 事故の状況については、周辺の生活環境の被害の状況等も記載すること。
 - 4 応急措置の内容については、応急措置による改善状況も記載すること。